

当事者照会書

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤岳

当事者照会書

2025年2月6日

被告訴訟代理人 小林亮淳 先生

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

頭書の件につき、被告から準備書面（1）4～5頁で求積明の申立てがありましたが、その積明の要否を判断するにあたって必要ですので、原告は被告に対し、別紙のとおり照会を致します。

以上

第一 照会する事項

被告は、

“原告が『権力側』即ち与党から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した”

との事実認識（本書面ではこれを「本件事実認識」という。）を有しているのか、明らかにされたい。

第二 照会する理由

一 原告の主張

本件で原告は、被告が2023（令和5）年2月26日の集会において、

「そこに目をつけたのが今の権力側なんですね。共産党の中にいる松竹伸幸という人の主張に目をつけて本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていたことが明らかになりました。彼はそれに応じて本を出しました。彼のブログなんか見ますと、完全に権力の側に取り込まれちゃっているんです。利用されている。」

との発言（本件発言）をしたということを前提として、かかる本件発言が、

“原告が『権力側』即ち与党から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した”

との事実を摘示するものだ、と主張している（訴状2～3頁）。

二 被告の主張

これに対し被告は、本件発言をしたことについては認否を明らかにしない一方で（準備書面（1）2頁）、

“原告が『権力側』即ち与党から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した”

との事実を摘示したことについては「争う」としている（同3頁）。

三 被告の認識を明らかにして頂く必要性

1 被告は、事実の問題として、

“原告が『権力側』即ち与党から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した”

との認識（本件事実認識）を有しているのか。

仮にかかる認識を有している場合、被告が今回の求釈明申立をする理由について

ては、

“自分は本件事実認識を有しているが、当該集会でその認識通りの事実摘示をしたかどうかについてははっきりしないし、また、自分の発言が一般聴衆にどう聞こえたかも吟味したいので、録音データの有無を明らかにして欲しい”

という意味のものとして、原告も理解できる。

- 2 他方、仮に被告がそもそも本件事実認識を有していない場合、和解による紛争解決の可能性が出てくる。

即ち、仮に被告が本件事実認識を有していないのであれば、被告がかかる認識を有していない旨を対外的に宣明することによって原告の名誉が回復される可能性が出てくるのであり、よって、そのような方向での和解による紛争の解決の可能性が出てくるのである。

とすると、被告に本件事実認識がないなら、本件集会で被告がどのように言い、それが一般聴衆にどのように聞こえたのかについての審理を裁判所に進めてもらう実益はなく、ひいては当事者が録音データを顕出して審理に供する必要性もない。

- 3 以上の次第であり、被告が本件事実認識を有しているのか否かにより、録音データを訴訟に顕出して審理に供する必要性が変わり、その結果、原告が釈明に答える必要性も変わる。

よって、第一記載の点を明らかにして頂く必要がある。

以 上